

第40期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制」
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第40期
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

WD B ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の基本方針を次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、持株会社として当企業集団全体の法令等遵守の基本方針や行動基準等を明確にするため、コンプライアンス体制に関する規定（コンプライアンスマニュアル）と当企業集団の取締役及び使用人の行動規範として「WDBG行動規範」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス研修や委員会活動を通じて、コンプライアンス体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 使用人等は、社内通報制度に基づき、当企業集団の事業活動に法令違反の疑義のある行為や当企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、リスク管理規程及び対応マニュアル（コンプライアンスマニュアル・反社会的勢力対応マニュアル）の整備、外部専門機関との連携を図り、取引の防止に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社取締役会規程及び社内規程等に従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各種規程等の見直し等を行うものとする。
- ② 取締役又は監査等委員からの閲覧要請があった場合、当該情報を閲覧できる体制を敷く。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は取締役会がリスク管理に関する統制方針、体制に関する重要事項に関する審議を行い、リスク管理規程を定める。取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ② 不測の事態が発生した場合、リスク管理規程に従い迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限にとどめる体制を整備する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月開催の定例取締役会の他、必要に応じて臨時に招集、開催し、取締役間の意思疎通と取締役相互の職務執行を監督することにより、迅速で適切な意思決定を行う。
- ② 組織規程、職務権限規程、稟議規程により、取締役の担当する業務執行、チェック機能を明確にすることで、適正かつ効率的な意思決定を行える体制を整備する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、毎月開催の取締役会又は子会社会議あるいは当社業務執行取締役、全子会社の取締役、執行役員、支店責任者等が出席する会議を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社が設置するコンプライアンス・リスク管理委員会は、子会社の業務について、取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、持株会社として子会社がその事業特性に応じた効率的な事業運営が行われるよう、経営管理、統括を行う。

- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の業務執行の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、内部監査室が内部監査規程等に準じ、監査等を行う。子会社の取締役及び使用人は、社内通報制度に基づき、子会社の事業活動に法令違反の疑義のある行為や企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。
- (6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、詳細については監査等委員会と相談し、その意見を十分考慮する。
- (7) **6項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項**
監査等委員会の職務を補助すべき使用人として指名された者は、監査業務を補助するにあたり監査等委員会から命令を受けた事項について、取締役の指揮・命令を受けない。
- (8) **監査等委員会の6項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、当該使用人の配置と人事上の独立性に関して十分な配慮を行う。
- (9) **監査等委員会への報告に関する体制**
イ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
取締役及び使用人は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査等委員会に対し当該事象を速やかに報告しなければならず、監査等委員会の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査等委員会からのヒアリングに応じる。監査等委員会に対し、内部監査室から内部監査に関する報告を行う。
ロ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査等委員会に対し、当該事象を速やかに報告しなければならず、監査等委員会の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査等委員会からのヒアリングに応じる。
- (10) **9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
9項の報告をしたことを理由として、当社及び子会社は、当該報告者に対し、不利な取扱いをしない。
- (11) **監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項**
監査等委員が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続等の請求を行った場合、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。
- (12) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会による監査やその他ヒアリング等の監査業務に協力する。監査等委員が毎月開催される取締役会・子会社会議等に出席し、取締役・執行役員等の業務報告や経営意思決定の審議過程を確認し、必要によっては意見を述べるとともに、監査法人及び内部監査室と緊密な連携を保つことができる体制を確保することにより、監査の実効性を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しておりますが、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における運用状況の概要は下記のとおりとなっております。

- ① 取締役会の開催状況ですが、当事業年度では14回開催しております。当社の取締役会は、社外取締役を含む8名で構成されており、各種法令、定款、及び各規程に基づき、取締役会での意思決定が必要である事項について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。各議案につきましては、当社と利害関係の無い社外取締役からも活発なご意見を頂いており、取締役会の実効性は確保されております。
- ② 当社及び子会社から成る企業集団における主な会議の開催状況ですが、子会社の全取締役が参加する子会社会議については原則毎月開催し、業績や財政状態に影響を及ぼす重要事項の審議、決定、報告を行う他、リスク回避のための施策等について、審議、決定、報告を行い、職務の執行の適正性、実効性を確保しております。
- ③ 監査等委員会の開催状況ですが、当事業年度では13回開催しております。当社の監査等委員会は、社外取締役を含む3名で構成されており、取締役会への参加を通して、取締役の職務の執行を厳正に監督しております。また、監査等委員は、監査等委員会にて定めた監査計画に基づき監査を行い、内部監査室と原則毎月、意見・情報交換を行うとともに、会計監査人とも定期的に会議をもち、意見・情報交換を行っております。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の業務執行の内部監査ならびに、内部統制監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	1,000,000	710,328	29,419,084	△1,277,189	29,852,222
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,325,636		△1,325,636
親会社株主に帰属する当期純利益			3,051,142		3,051,142
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		△1,251			△1,251
自己株式の取得				△159	△159
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△1,251	1,725,506	△159	1,724,095
2025年3月31日残高	1,000,000	709,077	31,144,590	△1,277,349	31,576,318

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年4月1日残高	42,625	157,073	△7,205	192,493	1,106,262	31,150,978
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,325,636
親会社株主に帰属する当期純利益						3,051,142
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減						△1,251
自己株式の取得						△159
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,196	49,660	77,654	125,117	240,856	365,973
連結会計年度中の変動額合計	△2,196	49,660	77,654	125,117	240,856	2,090,069
2025年3月31日残高	40,428	206,733	70,448	317,611	1,347,118	33,241,048

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な連結子会社の名称

WDB株式会社、WDB工学株式会社、WDBココ株式会社、Oy Medfiles Ltd.、
株式会社コーブリッジ、ネゾット株式会社、ドコ1株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法によっております。

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び車両運搬具	2～10年
工具器具備品	2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく、定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、人材派遣・人材紹介等の人材サービスに加え、医薬品等の開発業務の代行・支援を行うCROサービスを提供しております。サービスは、主に派遣契約と業務受託契約に基づいて提供しており、顧客との契約内容によって一定期間にわたり、または一時点で、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

各事業における固有の状況につきましては、以下のとおりであります。

・ 人材サービス事業

人材派遣サービスに関しては、顧客に対して契約期間にわたり人材を派遣し労働を提供することを履行義務と判断しております。人材派遣サービスは、契約期間内に日常的、反復的に行われるものであり、顧客との契約を履行するにつれて、顧客は便益を享受するため、履行義務は一定の期間で充足されると判断し、契約上の派遣単価と提供した派遣サービス時間に基づいて収益を認識しております。

人材紹介サービスに関しては、顧客が求める人材を紹介し、紹介した人材が顧客企業に入社することを履行義務と判断しております。人材紹介サービスは紹介した人材が顧客企業に入社した時点で移転して履行義務が充足されると判断し、当時点において契約上の金額で収益を認識しております。

・ CRO事業

CRO事業のサービスに関しては、契約に含まれる各受託業務に関連性のある一定の単位に集約したサービスを提供することを履行義務と判断しております。成果物の作成等を履行義務とするものについては、所定の成果物を納入し検収を受けた時点で契約上の金額に基づいて収益を認識しております。継続的な業務の提供を履行義務とするものについては、顧客は業務の進捗に応じて便益を享受するため、履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、契約内容に応じて主に提供したサービスの実績に固定単価を乗じた金額を請求する契約については契約に基づいた固定単価に実際業務数または実際業務時間を乗じた金額、契約期間にわたって一定の業務を実施する契約については契約上の金額を契約期間で按分した金額に基づき収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更に伴い、資産除去債務残高が37,683千円増加しております。

なお、当該見積りの変更による連結損益計算書への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 2,325,870千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式に関する事項

普通株式 20,060,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	854,298	43.50	2024年 3月31日	2024年 6月26日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	471,337	24.00	2024年 9月30日	2024年 12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月26日開催の第40期定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 756,100千円

② 1株当たり配当額 38.50円

③ 基準日 2025年3月31日

④ 効力発生日 2025年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、貸借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理マニュアルに従い、営業債権については、新規取引時に与信管理を行うと同時に、個別の取引毎で支払条件等の確認を行っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、当社の経営企画部が当社並びに子会社の状況を確認し、日繰りで資金繰りを行っており、それらを基に資金繰り計画を作成・変更しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日において、該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券	125,994	125,994	－
(2) 敷金及び保証金	797,393	785,998	△11,395
資産計	923,388	911,993	△11,395

(注) 1. 現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)
非上場株式	1,737

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	125,994	—	—	125,994
資産計	125,994	—	—	125,994

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	785,998	—	785,998
資産計	—	785,998	—	785,998

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主として事業所の賃借先に差し入れているものであります。これらの時価は、将来の賃借期間を見積り、その期間に対応する国債利回りで割り引いており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

			顧客との契約から 生じる収益	計
報告 セグメント	人材サービス事業	人材派遣	42,398,345	42,985,663
		人材紹介	587,317	
	C R O事業	国内会社	5,665,691	8,150,999
		海外会社	2,485,308	
報告セグメント計				51,136,663
合計				51,136,663

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 人材サービス事業

人材派遣サービスに関する取引の対価は、月次締後、概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

人材紹介サービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、履行義務を充足する前に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) CRO事業

CROサービスに関する取引の対価は、月次締後、概ね4カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,197,236	6,144,102
契約資産	271,781	301,974
契約負債	174,363	207,147

契約資産は、当連結会計年度末時点で履行義務が充足された対価のうち、法的な請求権がないものであります。契約資産は法的な請求権を獲得した時点で債権に振り替えられております。これは通常、サービスの提供が完了して請求書を顧客に発行した時点であります。

契約負債は、サービスの提供に対する前受金に関係するものであり、収益の認識に基づき取崩されるものであります。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた額は、170,113千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は概ね1年以内に収益を認識することを見込んでいるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,624円01銭
2. 1株当たり当期純利益	155円36銭

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2 0 2 4 年 4 月 1 日 残 高	1,000,000	52,525	165,498	218,024
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 残 高	1,000,000	52,525	165,498	218,024

	株 主 資 本					株主資本合計
	利 益 剰 余 金				自己株式	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
2 0 2 4 年 4 月 1 日 残 高	197,474	2,350,000	12,507,359	15,054,834	△1,277,189	14,995,668
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△1,325,636	△1,325,636		△1,325,636
当 期 純 利 益			3,134,490	3,134,490		3,134,490
自 己 株 式 の 取 得					△159	△159
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	1,808,854	1,808,854	△159	1,808,695
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 残 高	197,474	2,350,000	14,316,214	16,863,688	△1,277,349	16,804,363

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2 0 2 4 年 4 月 1 日 残 高	42,625	42,625	15,038,293
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,325,636
当 期 純 利 益			3,134,490
自 己 株 式 の 取 得			△159
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）	△2,196	△2,196	△2,196
事業年度中の変動額合計	△2,196	△2,196	1,806,498
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 残 高	40,428	40,428	16,844,792

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法によっております。
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
定率法によっております。
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
車両及び運搬具	5～6年
工具器具備品	2～20年
3. 引当金の計上基準
役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 2,333,509千円

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理することとしております。

また、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、期末における実質価額が30%以上低下した際には、投資損失引当金を計上する方針としております。

実質価額は、資産等の時価評価に基づく評価差額、及び超過収益力等を反映した1株当たり純資産額を基礎として算定しております。

関係会社株式の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の経営環境が悪化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式又は投資損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更に伴い、資産除去債務残高が37,683千円増加しております。

なお、当該見積りの変更による損益計算書への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,338,149千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	178,502千円
短期金銭債務	51,651千円
長期金銭債権	124,802千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	4,482,463千円
営業費用	585,654千円
営業取引以外の取引高	1,489千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	421,034株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	174,918千円
ゴルフ会員権	10,338千円
資産除去債務	65,384千円
減価償却費	292,063千円
子会社株式（会社分割に伴う承継会社株式）	13,094千円
子会社株式評価損	206,997千円
繰越欠損金	175,442千円
その他	7,412千円
繰延税金資産小計	945,650千円
評価性引当額	△945,650千円
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債

資産除去債務	56,582千円
その他有価証券評価差額金	18,565千円
繰延税金負債合計	75,147千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.09%
住民税均等割額	0.08%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△32.82%
留保金課税	5.39%
評価性引当額の増減	2.97%
その他	△0.86%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.44%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
WDB(株)	所有 直接100	兼任3名	経営支援	営業収益 (注1)	856,671	長期未収入金	118,473
				営業費用 (注2)	132,953		
ネゾット(株)	所有 直接100	兼任3名	経営支援	営業収益 (注1)	22,952	—	—
				営業費用 (注4)	369,645	未払金	45,739
				利息の受取	845	未収金	272
				資金の貸付 (注3)	117,182	貸付金	116,206

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 営業収益については、経営の管理指導等を行うために一定の合理的な基準に基づき決定しております。
2. 営業費用である出向料については、出向者の人件費相当額を基礎として、業務内容を勘案し、当事者間の合意により決定しております。
3. 資金の貸付および借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 営業費用である外注費については、業務内容を勘案し、当事者間の合意により決定しております。

(収益認識に関する注記)

純粋持株会社の当社の主な収益は、子会社からの経営管理サービスの報酬、WDBブランドの使用料及び受取配当金であります。

経営管理サービスの報酬については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務と判断しております。経営管理サービスは、契約期間内に日常的、反復的に行われるものであり、契約を履行するにつれて、子会社は便益を享受するため、履行義務は一定の期間で充足されると判断し、契約上の金額を契約期間に按分し収益を認識しております。

WDBブランドの使用料に関しては、子会社に対して上場会社の信用力を提供することを履行義務と判断しております。WDBブランドの使用は、契約期間内に日常的、反復的に行われるものであり、契約を履行するにつれて、子会社は便益を享受するため、履行義務は一定の期間で充足されると判断し、契約上の金額を契約期間に按分し収益を認識しております。

これらの取引の対価は、月次締後、1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 857円72銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 159円61銭 |